

令和8年度しまねの郷づくり担い手育成研修運營業務委託 仕様書

1. 委託業務名

令和8年度しまねの郷づくり担い手育成研修運營業務委託

2. 業務目的

島根県地域振興部中山間地域・離島振興課が企画・実施する「令和8年度しまねの郷づくり担い手育成研修」を円滑に実施するため、その運営に係る業務を委託する。

3. 事業期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4. 令和8年度しまねの郷づくり担い手育成研修の概要

人口減少や高齢化が進む中、今後も安心して暮らし続けることができる地域としていくためには、将来に渡って中山間地域を支える人づくりが必要となる。

そのため、県は次を主な目的として地域づくりのリーダーや潜在的なリーダー候補者を育成するための研修を実施する。

- ・地域活動の中心となる地域運営組織等のリーダーの技術の向上
- ・地域運営組織等のリーダーの育成やその支援者の養成

(1) 研修対象者

地域づくりに取り組む住民等

(2) 研修目的・内容

以下内容は一例であり、地域の実情に応じて研修内容は異なる。

① 集合研修

ア「育てる」

地域づくりに取り組む住民から地域のリーダーやサポーターへのレベルアップを図る

イ「つながる」

情報交換やワークショップを通じて、地域の横のつながりやネットワーク構築を図る

ウ「伝える」

島根県内の事例を報告、発表する機会を設け、第5期計画で取り組んだ小さな拠点づくりモデル地区を含めた県内の先進事例の横展開を図る

② 実践研修

集合研修の学びを深めるため、できる限りワークショップ、フィールドワーク等、地域づくり活動の実践に直結するスキルを身につけることを目的とする

(3) 開催場所等

研修の開催場所は、次の地域区分で開催するものとする。ただし、地域の実情に応じて、合同開催しても差し支えない。

- ① 東部地域：松江市、出雲市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町
- ② 隠岐地域：海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

- ③ 石央地域：浜田市、江津市
- ④ 石東地域：大田市、川本町、美郷町、邑南町
- ⑤ 石西地域：益田市、津和野町、吉賀町

※ 研修の会場は県の合同庁舎や各市町村役場を想定

(4) 研修回数・規模等

以下内容は一例であり、地域の実情に応じて研修回数・規模等は異なる場合がある。

- ① 各地域につき集合研修・実践研修を3回程度（5圏域×3回＝15回）とする。
- ② 集合研修については、1回あたりの研修の受講者数として20人程度を想定。
- ③ 実践研修については、地域活動について、講師が現場を訪問し、助言等を行うことを想定。

5. 委託業務の内容

受託者は委託料の範囲内において、下記を行うものとする。

なお、具体的な手法については、別途、県と協議すること。

- (1) 各地域における研修企画・実施に関する連絡・調整
- (2) 講師との諸調整（研修の企画に関するものを除く）
- (3) 講師の移動手段の確保、宿泊先の手配
- (4) 講師への報酬及び旅費の支払（金額は県の指示による）
- (5) チラシの作成、印刷
- (6) 研修運営マニュアルの作成（タイムテーブル、役割分担等）
- (7) 参加申し込み受付及びキャンセル対応
- (8) 参加者名簿の作成
- (9) 会場設営
- (10) 当日受付
- (11) 研修当日の記録写真撮影
- (12) 研修資料、アンケート用紙の印刷
- (13) アンケート結果の集計
- (14) 各地域における研修費用の見積書作成（1回当たり）
- (15) 研修実施報告書の作成
（各研修における参加者数、アンケート結果、執行額等を含む）
- (16) その他研修の運営に必要な業務

6. 委託料の支払条件等

- (1) 委託者は、本業務終了後に、本業務に係る経費を支払うものとする。
- (2) 本業務の遂行上、必要がある場合には、受託者は前金払いを請求することができる。
- (3) 精算の結果、精算額が契約金額を超えるときは、契約金額を限度として支払金額を確定するものとし、精算額が契約金額を下回るときは、精算額により支払金額を確定するものとする。
- (4) 本業務終了後、確定した支払金額を上回る額が既に前金払いされている場合には、超過分を委託者に返還するものとする。

7. 経理

- (1) 受託者は、本委託事業の経理にあたっては、正規の帳簿を整備して委託費の支出及び委託事業により発生した収入をその都度記録すること等により、当該委託費と他の事業経費との経理を明確に区分すること
- (2) 領収書等支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに業務委託の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと

8. その他

- (1) 受託者は、業務遂行上の詳細な内容について、委託者と十分な打ち合わせを行い、事前に承認を受けること。
- (2) 受託者は、本業務を行うにあたり、関係する法令を遵守すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項や業務遂行上疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、対応すること。